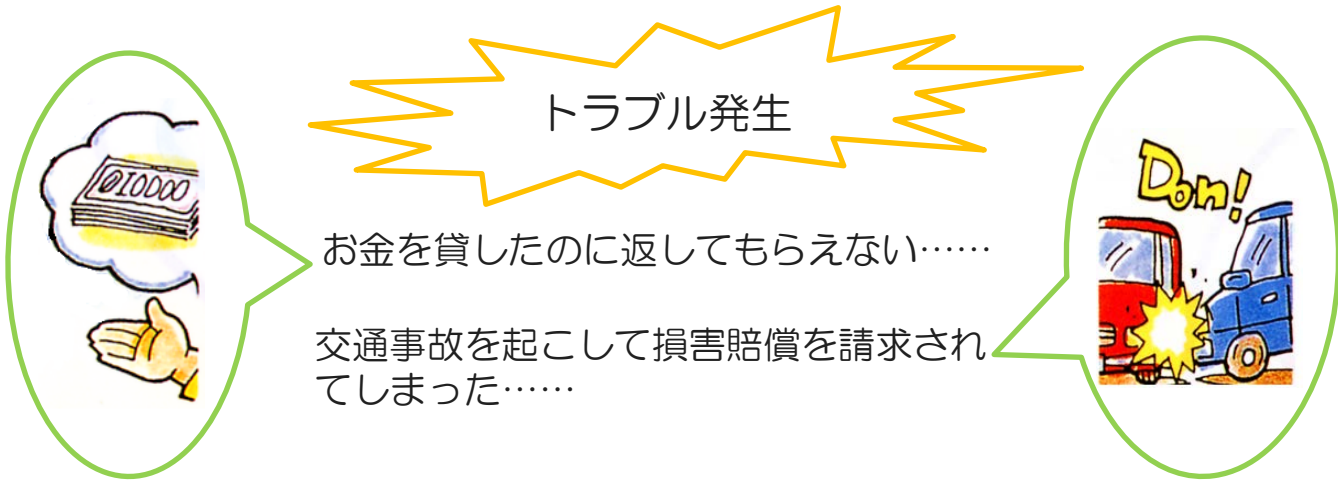


# 民事調停

～トラブルのより良い解決に向けて取り組んでいます～



? ……あなたならどうしますか?



話し合い?

話し合いで円満に解決したい  
けど、自分1人だとうまく話し合える自信がない……

裁判?

どうやって訴えたらいいのだろう?  
裁判って難しそう……



民事のトラブル（売買、金銭の貸し借り、交通事故の損害、近隣関係、建物の明渡し等をめぐる争いなど）を裁判所で解決する方法は、裁判（民事訴訟）だけではありません。

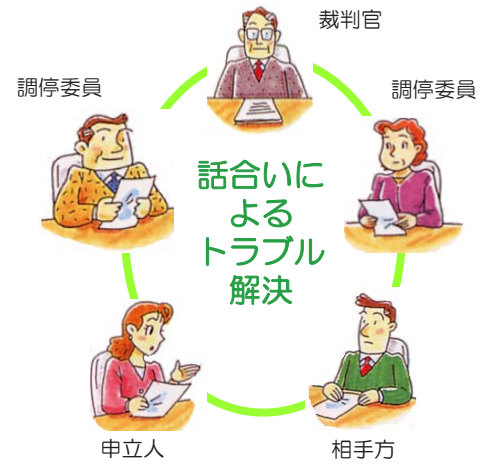
**民事調停** という話し合いの制度があります。

## 民事調停とは？

民事調停は、裁判官1人と、一般市民から選ばれた2人以上の民事調停委員により構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し、当事者の話し合いによってトラブルを解決することを目指す手続です。

民事調停では、6割以上の事件が調停手続で解決しています。また、解決までの期間は約2.4月と、迅速に解決が図られています。

民事訴訟と比べると、申立てが簡易で費用も安く、また、手続が非公開で行われるため、当事者のプライバシーが守られます。



## もっと民事調停を利用しやすくするための取組

民事調停は、平成24年に制度施行90周年を迎え、現在まで広く利用されてきましたが、最近は難しいトラブルが増えるなど、民事調停を取り巻く環境は大きく変化してきました。

そのような中でも、裁判所では、民事調停の特徴を活かして、より一層利用しやすい手続にするために取り組んでいます。



具体的にはどのような取組をしているのですか？

裁判所が解決案を作り，これを適宜示すなどして，積極的に当事者間の調整を行うという取組を進めています。

利用者の方が，納得して話合いでトラブルを解決できるようにサポートしていきます。



裁判所が解決案を作るということですが，どのようにして解決案を作るのですか？

裁判所は，双方からお聴きした内容や，提出していただいた資料を基に，トラブルの事実関係を把握します。

その上で，法律の専門家である裁判官と，豊富な社会経験や専門知識を持つ民事調停委員が，それぞれの知識や経験を活かして，法的な考え方とトラブルの実情を踏まえた解決案を考えていきます。





調整の結果、話し合いが合意に至らなかった場合はどうなる  
のですか？

話し合いが合意に至らなかった場合、調停は不成立  
となり、別途、裁判を起すこともできます。  
ただし、場合によっては、裁判所が解決案を決定  
の形で示すことがあります。これを「調停に代わ  
る決定」といい、2週間以内に異議の申立てがな  
ければ、調停が成立したのと同じ効果が生じます。



お困りの方は、一度  
民事調停を利用してみませんか？

民事調停についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサ  
イトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q&A」  
([http://www.courts.go.jp/saiban/qa\\_kansai/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html)) を御覧ください。